

《屋根雪おろしに関するボランティアの方の作業手順について》

- ① 各町内の区長や民生委員から市長寿福祉課にボランティア派遣の依頼がきます。
- ② 市長寿福祉課は、登録していただいているボランティアの方に連絡し、その時点で作業のできる方は、作業ができる格好（防寒着着用でスコップ持参）で市長寿福祉課まで来ていただきます。
- ③ 市長寿福祉課において、作業に当たっての注意事項をお伝えした後、地図をお渡ししますので、まず、依頼があった地元の区長や民生委員の家に行き指示を仰ぎ、次に除雪する対象者の家に行き雪おろしをしていただきます。
なお、現地への移動は、ボランティアの方自身でお願いいたします。

- ④ 対象者の家の除雪が終わった時点で、対象者の方と区長や民生委員に作業終了の報告をしてください。

有償の場合は、対象者の方から時間に応じた作業代を受け取り、あらかじめ市で用意した領収書に金額の記入、押印のうえ、対象者の方に渡してください。作業代は1時間2,000円、1日16,000円が上限です。

- ※ 対象者以外の方から作業を頼まれても絶対に引き受けないでください。
対象者以外の方の家の作業をして、事故等があった場合、市は一切責任を負いませんので御注意ください。

ボランティアに行く際に用意していただくもの

服 装	防寒着、長靴、タオル、作業後汗をかいた時の着替え
作業用具	スコップ、軍手、ヘルメット（ない場合は、市でお貸しします）
食 糧	飲み物、終日の場合は昼食
そ の 他	認印（シャチハタ以外）

事故のないよう気を付けて作業してください。